

# 愛知県高校野球OB連盟細則

(マスターズ甲子園愛知県実行委員会)

- 第1条 理事会にマスターズ甲子園愛知県大会実行委員会（以下、「県大会実行委員会」という。）を置く。
- 2 県大会実行委員会は県大会開催に必要な企画、準備及び実施に必要な事務処理並びに大会運営を行う。なお、詳細は、別に定める。

(マスターズ甲子園愛知県大会実施細則)

- 第2条 県大会運営方法の詳細は、理事会が定め、県大会実行委員会が実施する。

(マスターズ甲子園愛知県大会参加費)

- 第3条 県大会参加費は、理事会が決定する。

(マスターズ甲子園愛知県大会参加資格)

- 第4条 県大会に参加できるチームは、毎年9月末日現在、本連盟に加盟しているチームとする。ただし、理事会において承認された場合は、この限りではない。

## 附則

1. 本細則は、平成29年 2月 4日より施行する。
2. 本細則は、平成31年 1月26日より施行する。